

## 株式会社スカパー・エンターテイメント 放送番組の編集の基準

1. 当社は、娯楽番組(サッカー中継、格闘技等を中心とするスポーツ・各種イベント中継・映画・ドラマ・音楽・アニメーション・ドキュメンタリー等を中心とした各種のエンターテイメント番組)を中心に視聴者に提供する放送局である。当社は、我が国の高度情報化社会の実現に寄与するため、言論及び表現の自由を守り、また、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、法と秩序を尊重して、社会の信頼にこたえる放送を行う。
2. 当社は放送番組を次の基準によって編集する。
  - (1) 人権・人格・名誉
    - (ア) 人命を軽視するような取り扱いはしない。
    - (イ) 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
  - (2) 宗教
    - 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
  - (3) 政治
    - 政治上の諸問題は、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし、公正に取り扱う。
  - (4) 家庭と社会
    - (ア) 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
    - (イ) 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。
  - (5) 犯罪
    - 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
  - (6) 性表現
    - 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせることなく、また、青少年に有害な影響を与えることのないように注意する。加えて、20歳未満または18歳未満視聴不可の成人向け作品、児童の保護を目的とした法律に規定された児童ポルノを映像作品化した作品は取り扱いしない。
  - (7) 表現
    - (ア) 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑猥な言葉や動作による表現はしない。
    - (イ) 人心に恐怖や不安又は不快の念を起こさせるような表現はしない。
  - (8) 広告
    - (ア) 広告を放送するに当たり、真実を伝え、視聴者に利益をもたらす、健全な社会生活に役立つものを放送する。
    - (イ) 広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを取り扱う。
    - (ウ) 広告は広告主を明らかにし、責任の所在を明確にする
3. 当社は番組編成及び放送にあたり未成年者の保護を目的に次の措置を行う。
  - (1) 視聴年齢制限付作品の放送にあたっては、当該作品が視聴年齢制限付であることを表示し視聴者の注意を喚起する。
  - (2) 加入申込者の注意を喚起するため、加入申込書等にペアレンタルロック(年齢制限、暗証番号)機能の説明を明記する。
  - (3) 放送にあたり、年齢制限情報信号を入れ、この信号と連動するペアレンタルロック機能を有している受信機に限り放送する。